

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成29年3月23日（木）

白井市役所4階第1会議室

1. 教育長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 議決事項

議案第1号 白井市教育委員会教育用バス運用規程の制定について

議案第2号 白井市指定文化財の指定について

議案第3号 白井市学校医の委嘱について

4. 報告事項

報告第1号 白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について

報告第2号 平成28年度末及び平成29年度白井市小中学校職員人事異動について

○出席委員等

教育長	井上 功
委員	石亀 裕子
委員	小林 正継
委員	高城 久美子
委員	川嶋 之絵

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長	染谷 敏夫
教育部参事	小松 正信
学校教育課長	小野 義勝
書記	武藤 善勇
書記	品川 太郎

午後 2 時 0 0 分 開 会

○教育長開会宣言

- 井上教育長 これから、平成 29 年第 1 回白井市教育委員会臨時会を開会します。
本日の出席委員は 4 名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は合計 5 名です。
議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。
-

○会議録署名人の指名

- 井上教育長 会議録署名人の指名をいたします。
小林委員と高城委員に署名をお願いいたします。
-

○非公開案件について

- 井上教育長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。
報告第 2 号「平成 28 年度末及び平成 29 年度白井市小中学校職員人事異動について」は、個人に関する情報であるため、非公開がよろしいと思っておりますが、いかがでしょうか。
〔「はい」と言う者あり〕
- 井上教育長 それでは、報告第 2 号については非公開とします。
これから議事に入ります。公開案件から先に行います。
-

○議案第 1 号 白井市教育委員会教育用バス運用規程の制定について

- 井上教育長 議案第 1 号「白井市教育委員会教育用バス運用規程の制定について」、説明をお願いします。
- 染谷教育部長 議案第 1 号「白井市教育委員会教育用バス運用規程の制定について」、ご説明いたします。
本案につきましては、白井市教育委員会教育用バスの運用に関し、必要な事項を定めるため、新たに規程を制定するものでございます。
これまで、市では小中学校の児童生徒の学習に資するため、教育号を運行しておりますが、車両の老朽化などにより、今年度をもって廃止することとしており、併せて教育号に係る運行規程についても廃止をすることとしています。
来年度からは教育用バスとして、民間バスを借り上げる方法で運用することとなりますので、円滑なバスの運用を行うため、所要の規程を制定するものでございます。
それでは、裏面の 1 ページをご覧ください。
白井市教育委員会教育用バス運用規程でございます。この規程は、今後全て民間バスの借り上げとなることから、これまでの教育号の運行実態を見直し、その運用について厳格化を図ったものでございます。
6 ページをご覧ください。
資料として、これまでの教育号の運行規程との対照表を添付しております。この資料に沿ってご説明をさせていただきます。
各条文についてご説明いたします。

第1条の趣旨は、この規程は、教育用バスの運用に関し、必要な事項を定めるものとしております。

第2条の使用の範囲は、新たに規定するもので、これまでの教育号の運行の目的や目的外使用などの運行実態を勘案し、特別な取り扱いを可能な限りなくすよう使用範囲を明確に規定しております。

第1号として、白井市立の小・中学校の児童・生徒の学習活動に使用するというように定めております。これは主に学校関係の事業になります。

第2号として、白井市教育委員会が主催する事業に使用するときということで、これについては、学校教育課、生涯学習課の関係の事業を指しております。

第3号として、教育委員会が共催及び後援する事業で、白井市の代表者として参加する等のため使用するときということで、これは生涯学習課の関係になりますが、郡大会とかスポ少の県の大会、そういったときに白井市の代表として出る場合に、これまでは目的外というような位置づけになっておりましたが、今回からは正規の使用の範囲と定めて行くものでございます。なお、通常の練習試合だとかそういったものについては、使用できないようにしております。

第4号として、教育委員会が認める児童・生徒の登下校時の送迎に使用するときということで、これは平塚地区の分校の閉校に伴って、これまで続けている児童・生徒の送迎ということになります。主には、学校で行事があった際に、通常のナッシー号を使えないときに、この対応をしているというのが実態でございます。

そして第5号として、その他教育の振興に資するもので、教育長が必要と認めるときとしております。

次に、第3条の使用時間は、これまでと同様にバスの使用時間は、午前8時30分から午後5時までとし、宿泊を要する運行は行わないこと、ただし、教育長が必要と認めるときはこの限りではないという規定をしております。

次に、第4条の使用申請及び第5条の許可は、バスの使用にあたり必要な手続きを定めるもので、第4条では使用日の15日前までに教育用バス使用申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければならないこと、申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに教育長に申し出なければならないことを規定しております。これは、民間バスの借り上げになりますので、2週間前までバス会社のほうに車の手配等をしなければなりませんので、15日前までには手続きを終えるということでございます。

第5条では、教育長は前条の規定による申請書が提出された場合は、申請内容を審査し、バスの使用の可否を決定し、教育用バス使用許可・不許可通知書により使用者に通知することを規定しております。

第6条の許可の制限は、新たに規定するもので、適正なバスの運用を図るため、バス使用の許可制限を明確に定めるもので

第1号として、第2条の使用範囲に該当しないとき、

第2号として、バスの運行予定距離が240キロメートルを超えるとき、

第3号として、災害、気象状況、交通事情などの事由により、バスの運行に危険を及ぼす恐れがあると認めるとき、又は困難であると認めたとときについては、許可しないものとしているものでございます。

第7条の使用料は、新たに規定をするもので、バスの使用料金及び燃料費は無料とすること、ただ

し、有料道路通行料金、駐車場使用料金その他バスの運行に関する有料施設の利用料金は、使用者の負担とすることを規定しております。

次に、第8条の添乗責任者の遵守事項は、使用者は添乗責任者を指定し、添乗責任者が遵守しなければならない事項を規定しております。

第1号として、バスに乗車する者、以下乗員としますが、乗員に第9条に規定する遵守事項を周知し、良好な車内環境及び秩序の保持に努めること、

第2号として、運転者に協力し、安全運行等に努めること、

第3号として、乗員を統率し、引率及び点呼等を行うこと、

第4号として、交通事故その他の緊急の事態が発生したときは、直ちに被害者の救護などの必要な措置を講じるとともに、速やかにその状況を警察、医療機関、使用者等に連絡又は報告し、その他必要な措置を行うこと、

第5号として、その他乗員の安全管理及びバスの安全運行等に必要な事項を行うこととしております。

第9条の乗員の遵守事項は、新たに規定するもので、バスに乗車する者は、車内で適正に行動するよう乗員が遵守しなければならない事項を規定しております。

第1号として、運転者に交通関係法令に抵触する行為を要求しないこと、

第2号として、運転者にみだりに話しかける等の安全運転の妨げとなる行為をしないこと。

第3号として、車内に装備しているテレビ等の機器をみだりに操作しないこと。

第4号として、車内では、飲食又は喫煙等をしないこと、ただし、飲食については、児童及び生徒等の健康上、必要な場合はこの限りでないこと、

第5号として、車内を常に清潔に保持し、ごみ等は持ち帰ること、

第6号として、バスをき損する行為をしないこと、

第7号として、その他車内の秩序維持に支障を来す行為をしないこととしております。

次に第10条の、使用者の遵守事項は、使用者はバスの使用に際し、遵守しなければならない事項を規定しております。

第1号として、使用許可を受けた目的以外にバスを使用しないこと、

第2号として、予定していた者以外の者をバスに乗車させないこと、

第3号として、使用時間を超えてバスを運行させないこと、

第4号として、その他バスの安全運行等の妨げとなる行為をしないこととしております。

第11条の事故報告は、使用者は、バスの使用中に交通事故等が発生したときは、直ちに必要な措置を講じ、速やかに教育長にその状況を報告しなければならないこととしております。

次に、第12条の補則はこの規程に定めるもののほか、バスの運用に関し必要な事項は、教育長が別に定めることとしております。

議案に戻りまして、3ページをご覧ください。

附則につきましては、この訓令は、平成29年4月1日から施行するものでございます。なお、4ページ及び5ページは、教育用バス使用申請書及び教育用バス使用許可・不許可通知書の様式となっております。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○井上教育長 ありがとうございます。

議案第1号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○小林委員 従来の教育号の場合には、市の職員が運転されていると思いますが、今度民間に借り上げて行うということで、先ほどスポ少の大会のときには、今度は許可できるということがありましたけれども、以前と比べて許可できるようになったのか、逆にできなくなったのか、そういう例がありましたら少し教えてください。

○井上教育長 染谷部長。

○染谷教育部長 今までは、6ページを見ていただくとわかりますが、右側の現行の条例の第2条に目的があります。基本的には、今までの教育号は、この目的に沿ったものでしか運行しない。要は小中学校の児童や生徒の学習に資するために運行するという規程を設けております。しかしながら、その他として第5条に、目的外使用、例外措置をここで規定しております。この例外措置の中には3項目がございますけれども、教育委員会が主催する行事に使用するとき。それから、社会教育法第10条に規定する市内の社会教育団体が、社会教育に関する事業に使用するときということで定めております。ここで言われているのが、学校教育課のほうの特にセンター室が行っている事業などが、この規程の中に入ってきています。国際交流やヤングハートの研修に使うとか、そういったときにはこの中に入ってきています。それと社会教育法の社会教育団体ということで、これは市が主催ではなくて後援なり共催という形で事業を行っている場合に、見学会等を行う場合に、バスを使用できるような規程にしております。

そのほか、教育長が特に必要と認めるときということで規程がありますけれども、先ほど言いましたように郡市民大会ですかね、そういったところの選手の派遣。これは、最近行っていないですが、そういったときと、それからスポ少の地区大会を終えて、市を代表して郡大会に出るときということが、この規程の中で読み取ってきていました。

今回からは、それを目的と目的外使用ということではなくて、使用範囲の中に全て含めます。ということですから、目的外という言い方はなくなったということで教育用バスについては、それも含めて運行しますというふうに改めております。

それと、先ほど言いました5条のその他に、その他教育長が特に必要と認めるときとありますけれども、これはいろんな市民団体から何とかしてくれないかというような状況が幾つかあります。その中で、やむを得ない場合というのが大変判断がしにくい。今回はその他規程を第2条第5号ですけれども、教育の振興に資するものであってということで、前文をつけております。ここで判断をしていくと。ですから、一般的な利用については教育に資するかどうか、そういうことでの判断、フィルターを少しつけたということで、例外中の例外を排除する運用を今後はやっていきたいということでございます。

これまでの中で、特にそれを規定するときに、その他で今、想定されるものは市P連の視察。これは、市が主催でもないですし、後援、共催もしていませんので、ここの部分が今、その他の規程の中で読み取ることができる一つの事業かな。P連については、教育の振興に役立つということでの判断と。ここまでをその他の中で想定をしていて、それ以外については、今後は運用していかないということ考えています。以上になります。

○井上教育長 よろしいですか。

ほかにありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○井上教育長 よろしいでしょうか。

それでは、議案第1号は原案のとおり決定します。

○議案第2号 白井市指定文化財の指定について

○井上教育長 続きまして、議案第2号「白井市指定文化財の指定について」説明をお願いします。

小松参事。

○小松教育部参事 白井市文化財の指定について、議案第2号「白井市指定文化財の指定について」。

本案は、市の区域内にある重要なものを文化財に指定したいので、白井市文化財保護に関する条例第4条第1項の規定に基づいて提案するものでございます。

裏面をお開きください。

今回指定をお諮りする文化財は、写真のとおり3件となっております。なお、この3件の文化財の指定につきましては、本年3月2日開催の白井市文化財審議会におきまして、指定が適当であるという答申を得ているところでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

文化財の指定書により、1件ずつ説明をさせていただきます。

1件目が、法目のオビシャ。種別は、無形民俗文化財となります。

オビシャとは、漢字で歩む射る「歩射」とも書かれ、的を弓で射てその年の豊凶を占い、また、前もって豊作を祝う予祝儀礼であるとともに、邪悪なものが外から侵入しないように願う破魔の意味もあるといわれています。法目のオビシャは毎年1月15日に八幡神社で行われ、写真にありますように星状の文様に「鬼」と書かれた的をガマズミの木でつくった弓で射ることでその年の豊凶を占うもので、市内を代表するオビシャ行事であり、白井市内の人々の生活の推移を理解する上で重要なものとなっております。

裏面をご覧くださいと思います。

本無形民俗文化財の所在等は、白井市復の法目地区になります。

続きまして、次のページをご覧くださいと思います。

2件目は、富ヶ沢の辻切りです。

種別は、同じく無形民俗文化財となります。

辻切りとは、邪悪なものが外から侵入しないように地区の境界に設置するもので、富ヶ沢の辻切りは、陰陽道や密教などに由来すると考えられる「鬼三文字の急々如律令」の文字や五芒星、星マークです。五芒星。あと縦横各9本の格子文が書かれた特徴的な木札を下げたもので、市内に他に類がなく、市内を代表する辻切り行事となっております。こうした形態の辻切りは千葉県下でも希少なものであり、白井市内の人々の生活の推移を理解する上で重要なものとなっております。

裏面をご覧くださいと思います。

この所在等の場所ですけれども、白井市復富ヶ沢地区となっております。

続きまして、次のページ3番目になりますけれども、一本桜南遺跡の砂鉄資料です。

種別につきましては、有形文化財（考古資料）となります。

特徴といたしましては、現在の桜台3丁目付近にあった一本桜南遺跡の竪穴住居から出土したもので、この砂鉄は高品位の川床酸性砂鉄で、高さ16.8cmの赤彩された小型壺に収められたものでございます。小型壺の時期は古墳時代初頭で、千葉県内の製鉄関連資料としては最古級のものであり、砂鉄が壺に納められた状態で発見されたことも希少な事例で、当市の歴史上重要なものとなっております。

裏面をご覧いただきたいと思います。

所有者の氏名は白井市。所在の場所は、白井市復1148-8。白井市郷土資料館となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○井上教育長 ありがとうございます。

それでは、この議案第2号について、ご質問等がありましたらお願いします。

小林委員。

○小林委員 無形文化財が二つありますけれども、指定されることで何らかのメリットがあると思いますが、例えば指定されたけれども後継者がいなくなってしまうというような例もあると思いますが、そういうところについては、この無形に指定された場合にはどのように考えているのでしょうか。

○井上教育長 小松参事。

○小松教育部参事 今回の指定に当たりましては、該当地区の村中行事みたいな形でやっておりますので、区長さんにこの指定に当たって相談をさせていただきまして、指定することによって、また後継者もできるというようなことで地区のほうに了解をいただきまして、末永く続けていただけるような形ということも含めまして今回指定しております。そういった形で、今後も長く続けていただけるようお願いしたいと思います。なお、助成制度もありまして、年間1万円程度ですけれども報償も出るようになりますので、励みにもなるかなということで考えています。

○井上教育長 よろしいですか。

小林委員。

○小林委員 子供も減ってきて、意外とその後継者っていうのは大きな問題のような気がしますよね。でも、あるところで聞いたところでは、例えば小学校の生徒に教えようと思ったけれども、学校のほうは学校で生徒たちも忙しく勉強しているので、それに加えて、また、そういうところまで深入りできないというか、そういう問題もあって、生徒たちには教えられなかったというようなことを聞いたことがありますけれども、その後継についての問題は意外と難しいかなと思いますので、そういうことを考えて、何か考えていってほしいなと思います。

○井上教育長 要望ということでよろしいですか。

○小林委員 はい。

○井上教育長 ほかにありますでしょうか。

それでは、議案第2号についてお諮りします。

議案第2号について、原案のとおり決定することをご異議ございませんでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

○議案第3号 白井市学校医の委嘱について

○井上教育長 それでは、議案第3号「白井市学校医の委嘱について」説明をお願いします。

小野課長。

○小野学校教育課長 議案第3号「白井市学校医の委嘱について」ご説明いたします。

本案は一部の学校医の負担軽減（均一化）のために、平成29年度から新たに学校医を平成29年4月1日から平成30年3月31日まで委嘱するものです。

具体的な内容につきましては、裏面をご覧ください。

太枠のところは、今回新たに委嘱する学校医となります。平成28年度より、学校医鳥海善貴先生に大山口中学校と七次台中学校の2校を担当していただいておりますが、2校とも生徒数が多いことから負担軽減（均一化）のため、大山口中学校の学校医を鳥海善貴先生から菊地秀樹先生に変更するものでございます。説明は以上でございます。

○井上教育長 お1人ということですね。

それでは、議案第3号につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

高城委員。

○高城委員 第一小、第二小、第三小の奥澤先生ですけれども、何十年と白井市のために本当に一番一生懸命、体のことを心配してくださって本当にありがたいと思います。それで、大変ご高齢だと思えますけれども、お幾つぐらいになられるのでしょうか。それで、この3校っていうのは年齢的に体調としていかがかと思いますが、お願いします。

○井上教育長 小野課長。

○小野学校教育課長 お答えいたします。奥澤先生のご年齢については、ちょっと今手元に正確に何歳というものはありませんが、白井市の学校医の医師会ですね、こちらのほうにこの29年度までの学校医の先生方の分担について依頼をしている中で、この形でやっていただけるということで承諾を得て、それに基づいて委嘱しているものでございますので、奥澤先生ご自身につきましても、お元気で大丈夫だというご意向で引き受けていただいているというふうに考えております。

○井上教育長 よろしいですか。私からですけれども、この菊地先生は今まではどちらかでやられていたのでしょうか、学校医を。

小野課長。

○小野学校教育課長 他市のものについては、私は把握してないですけれども、白井市の中では今回が初めてということになります。

○井上教育長 はい、わかりました。

ほかにごありますか。

それでは、議案第3号についてお諮りします。

議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

○報告第1号 白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について
続きまして、4、報告事項でございます。

報告第1号「白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」説明をお願いします。
小野課長。

○小野学校教育課長 報告第1号「白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」説明をいたします。

これは、白井市学校給食共同調理場運営委員会の委員に欠員が生じたため、白井市学校給食共同調理場設置条例第4条第4項の規定により委嘱するものです。

委員の選出につきましては、選出区分にかかる選出団体からの推薦により選任しております。学識経験を有するものとして委嘱しておりました西印旛農業協同組合直販部長の人事異動に伴い、新たに西印旛農業協同組合直販部長の岡田 浩氏に委嘱するものです。なお、委員の任期につきましては、平成29年3月1日から平成29年7月31日までの前任者の残任期間となります。説明は以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございました。

それでは、このことにつきまして何かご質問等ありますでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、ご質問等がないようですので報告第1号については終わりにいたします。

非公開案 ○報告第2号 平成28年度末及び平成29年度白井市小中学校職員人事異動について

それでは、以上をもちまして本日の会議は終了いたします。次回は4月の4日です。火曜日午後2時からとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではお疲れさまでした。

午後3時00分 閉 会